

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年7月14日～2022年7月20日)

令和4年(2022年)7月22日

H E A D L I N E S									
<b>政治</b> 最高裁判所法改正案の発効 欧州委員会によるポーランドに対するEU条約違反手続の進展 上院におけるスウェーデンとフィンランドのNATO加盟の批准に関する法律の採択 ラウ外相のボスニア・ヘルツェゴビナ訪問 ドゥダ大統領とサンドゥ・モルドバ大統領の会談 ラウ外相のロシアのウクライナ侵略における戦争犯罪に対する説明責任に関する閣僚会議参加 ラウ外相のコソボ訪問 中古エイブラムス戦車の追加購入 ラウ外相のEU外務理事会出席 ラウ外相とミルザヤン・アルメニア外相の会談 契約済みエイブラムス戦車の部隊配備 新型対戦車戦闘車両の配備									
<b>治安等</b> ワルシャワ市内の銀行で強盗事件が発生 検察、駐ポーランドロシア大使に対する事案の捜査を開始									
<b>経済</b> ウクライナ避難民34万人がポーランドで雇用 6月の販売工業生産の悪化 ポーランド政府、石炭・穀物の積替・保管のための港湾スペース確保へ ナウムスキ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員(原子力、ガス担当)解任 科学政策委員会の委員の任命									
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事									
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>									

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

**最高裁判所法改正案の発効【15日】**

15日、最高裁判所法改正案が発効した。これにより、最高裁規律部が廃止され、職業責任部が新しく設置された。職業責任部に所属する判事の任命手続は今後順次行われることになっており、判事候補の抽選は8月に実施される予定である。

**欧州委員会によるポーランドに対するEU条約違反手続の進展【15日】**

15日、欧州委員会は、2021年12月22日にポーランドに対して発動したEU条約違反手続をさらに進める決定を下し、ポーランド憲法法廷とその最近の判例に関する理由付き意見をポーランドに送付した。欧州委は、2021年7月14日と10月7日にそれぞれ憲法法廷が下した欧州司法裁判所（ECJ）が出す暫定措置命令と憲法の適合性に関する判決やEU法と国内法の優劣に関する判決、裁判官の任命手続の不備がEU条約に反しているとみなしている。これまで、ポーランドは、2022年2月18日に欧州委からの正式通知に対して回答を提出しているが、欧

州委の懸念を払拭していないと判断された。そのため、欧州委は、ポーランドに理由付き意見を送付することにより、EU条約違反手続を次の段階に進めることを決定した。ポーランドは、今後2か月以内にEU法を遵守するために必要な措置を講じなければならない。措置が講じられない場合は、欧州委が本件をECJに提訴する可能性がある。

**上院におけるスウェーデンとフィンランドのNATO加盟の批准に関する法律の採択【20日】**

20日、上院は、スウェーデンとフィンランドのNATO加盟の批准に関する法律を採択した。スウェーデンについては96人、フィンランドについては98人の上院議員が投票に参加し、それぞれ全会一致で可決された。これに先立ち、7月7日、同法案は下院で可決されている。今後、同法案はドゥダ大統領に送付され、署名を待つこととなる。報道によれば、同大統領は7月22日にも同法案に署名する見込みであるという。

**ラウ外相のボスニア・ヘルツェゴビナ訪問【13日】**

13日、ラウ外相は、欧州安全保障協力機構（OSCE）議長としてボスニア・ヘルツェゴビナを訪問した。ラウ外相はサラエボで、ブルキッチ・ボスニア・ヘルツェゴビナ外務副大臣、両院の代表、国際機関及び中央選挙委員会の代表、市民社会活動家、ボスニア・ヘルツェゴビナのOSCEミッションの職員（大使を含む）と会談した。

**ドゥダ大統領とサンドウ・モルドバ大統領の会談【14日】**

14日、ドゥダ大統領は、ポーランドを公式訪問中のサンドウ・モルドバ大統領と会談した。本年は、両国の国交樹立30周年にあたる。ドゥダ大統領は、モルドバがEU加盟候補国の地位を獲得したことに対し、「我々にとって非常に幸せなニュースだ。」と述べた。また、ウクライナと国境を接しているだけでなく、その領土の一部、いわゆる沿ドニエストルが反抗的なロシアの飛び地であるモルドバが困難な状況にあることを指摘し、EU全体でのモルドバへの支援を強調した。

**ラウ外相のロシアのウクライナ侵略における戦争犯罪に対する説明責任に関する閣僚会議参加【14日】**

14日、ラウ外相はハーグにおいて、ロシアのウクライナ侵略における戦争犯罪に対する説明責任に関する閣僚会議に参加した。本会議は、オランダ政

府、フックストラ・オランダ外務大臣、カーン国際刑事裁判所（ICC）主任検察官、レインダースEU委員の共催で開催された。会議の主なゲストは、クレーバウクライナ外務大臣である。また、ベネディクトヴァウクライナ検事総長、EU加盟国、米国、英国、カナダ、日本、オーストラリアの代表を含む数十カ国からの代表が出席した。この会議は、最も重大な犯罪の加害者に対抗するウクライナを支援し、国際社会のコミットメントを再確認する役割を果たした。また、これらの取り組みを調整し、協力のためのさらなる方向性を見据える機会でもあった。会議の最後に、参加国は、協力強化のための主要原則と、フォローアップと優先行動に関する政治宣言を発表した。

**ラウ外相のコソボ訪問【15日】**

15日、ラウ外相は、欧州安全保障協力機構（OSCE）議長としてコソボを訪問した。ラウ外相は、コソボのオスマニ大統領、クルティ首相、コンニユフツァ議会議長、ゲルヴァラ外務大臣、ラキッチ社会・帰還大臣と会談した。また、NATOの国際安全保障部隊（KFOR）の基地を訪問した。

**中古エイブラムス戦車の追加購入【15日】**

15日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、米陸軍から中古のM1「エイブラムス」戦車116両を購入する契約が合意されたことを明らかにした。同戦車の納入は来年の年明けに開始される。

### ラウ外相のEU外務理事会出席【18日】

18日、ラウ外相はブリュッセルにおいてEU外務理事会に出席した。ロシアのウクライナ侵略、EUとラテンアメリカ・カリブ海諸国との関係、デジタル外交が、会議の主要議題であった。EU加盟国の外務大臣に加えて、クレーバ・ウクライナ外務大臣がビデオ会議形式で参加した。

### ラウ外相とミルゾヤン・アルメニア外相の会談【19日】

19日、ラウ外相はポーランド訪問中のミルゾヤン・アルメニア外相と会談した。会談では、経済協力の発展とアルメニアへのポーランドの投資を含む二国間協力の問題について議論された。また、国際的な問題についても議論を行い、両国間の良好で歴史的な関係が強調された。そのほか、アルメニアとアゼル

バイジャンの間で進行中の和平プロセス、アルメニアのEUとの協力についても議論された。

### 契約済みエイブラムス戦車の配備【19日】

19日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、本年4月に締結された最新型のM1「エイブラムス」戦車250両を購入する契約に基づいて、乗組員の訓練のため28両の同戦車が既にポーランドに輸送されており、訓練が開始される事を明らかにした。

### 新型対戦車戦闘車両の配備【20日】

20日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ポーランド軍への新型対戦車戦闘車両の納入契約を承認した。同戦闘車両は、来年にはスヴァウキ・ギャップに駐屯している第14対戦車連隊に配備されることになる。

## 治 安 等

### ワルシャワ市内の銀行で強盗事件が発生【19日】

19日、ワルシャワ市モコトフに所在する銀行で強盗事件が発生した。容疑者は複数名で、現金を輸送する警備員から現金50万ズロチを奪い逃走した。その際、警備員は自ら所持していた銃を発砲するなどして応戦したが、こうした行為について、シムチク国家警察本部長官は、同警備員は合法的に銃を所持しており適切に使用されたとの見解を示した。

### 検察、駐ポーランド・ロシア大使に対する事案の捜査を開始【20日】

国家検察本部は、本年5月9日の対独戦勝記念日に駐ポーランド・ロシア大使に対して赤い塗料がかけられた事案の捜査を開始した。本事案は、ワルシャワに所在する旧ソ連兵士の墓で同大使をはじめとする在ポーランド・ロシア大使館一行が献花をする際に発生した。PAPによると、同大使を警護していた警察官は、最初に赤い塗料がかけられた際、特段の反応を見せていないようにみられると指摘している。他方、ワルシャワ首都警察は、本事案に対する警察官の対応に問題はなかったとしている。

## 経 済

### 経済政策

### ウクライナ避難民34万人がポーランドで雇用【20日】

ポーランドで働くウクライナ人避難民数は日に日に増えており、20日、家族・社会政策省は、雇用されたウクライナ人が339,000人に達したと発表。6月末時点で、ZUSシステムに登録されているウクライナ人は728,000人に増加し、2022年1月と比較して108,000人増加した。

今後、政府は避難民統合のための制度的支援を行うための省庁間特別戦略を発表する予定。この戦略は、6月に任命されたシチガイ社会統合大臣が準備しており、地方自治体を含め、避難民の住宅、教育、雇用といった重要な問題に取り組むと想定されている。更に、政府は、ウクライナからの100万人以上の避難民がポーランドに長期滞在することを想定している。

## マクロ経済動向・統計

### 6月の販売工業生産の悪化【20日】

中央統計局(GUS)が発表した6月の販売工業生産は、実質(恒常価格)ベースで前年同月比10.4%増となり、5月の14.9%増に次ぐ増加となった。前月比では3回目の減少、3月からの累計では3.8%の減少となり、ポーランド産業では、コロナ禍

を除けば2008年以来最悪の数値となった。世界経済の減速、国内の消費・投資需要の弱体化、企業による在庫蓄積サイクルの終了など、好ましくない状況が重なり、ポーランド産業の低迷は続くというのが経済エコノミストの一致した評価となっている。

## ポーランド産業動向

**ポーランド政府、石炭・穀物の積替・保管のための港湾スペース確保へ【18日】**

当地紙が入手した政府の計画によると、ポーランド港への輸送についてウクライナ側と合意が成立した場合、政府は石炭と穀物の積替と保管を優先するという。これにより一部の港湾ターミナル運営会社

は、様々な業者との契約を終了しなければならない可能性がある。特に、石炭のスペースが優先されることにより、鉄鉱石のスペースが確保できない可能性があり、鉄鋼産業が弱体化する可能性が見込まれる。

## エネルギー・環境

**ナウムスキ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員(原子力、ガス担当)解任【20日】**

ナウムスキ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員が解任された。同氏は2015年から同職についており、原子力、石油・ガスインフラなどを担当していた。

これに対し、野党の政治家や専門家は、同氏は国営石油・ガス会社の PKN Orlen による Lotos と PGNiG の買収に反対していたため、PKN Orlen 社長

と対立していたとコメントしている。さらに、エネルギー危機のスケープゴートにされたとのコメントもある。また、ポーランドでの原子力発電所建設の遅延についても批判されていた。

同氏の後任は、石油・ガス部門の多角化プロセスを完了させ、ポメラニア地方からの再生可能エネルギーや原子力エネルギーの受け入れ拡大に向けた送電網の整備を行うことが求められている。

## 科学技術

**科学政策委員会の委員の任命【20日】**

20日、チャルネク教育・科学大臣は科学政策委員会の総会において、同委員会の12名の新しい委員を任命した。同委員会は国の科学政策に関して大臣

に助言する機関であり、12名の委員から構成され、様々な分野におけるポーランドの主要な科学・学術機関を代表する者が含まれる。委員の任期は2年間であり、連続して2期まで務めることができる。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となっ

た他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。  
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」  
(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)
  - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」  
(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)
  - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル  
(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

#### エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居

住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

\* 5月30日（月）～7月29日（金）の間、改装工事のため広報文化センターを休館致します。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】展覧会「日本の大工の伝統と職人技」【2022年6月19日～10月16日】**

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本の大工の伝統と職人技」が開催されます。竹中大工道具館協力の日本の大工道具を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催：日本美術技術博物館「マンガ」館

開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26)

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

### **【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年7月8日（金）～9月15日（木）】**

ドゥシニキ＝ズドゥルイ製紙博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催されます日本の伝統工芸品・和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催：ドゥシニキ＝ズドゥルイ製紙博物館

開催場所：ドゥシニキ＝ズドゥルイ市、Muzeum Papiernictwa w Dusznikach-Zdroju (Kłodzka 42, 57-340 Dusznik i-Zdrój)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))